

帝塚山学院大学 利益相反マネジメント規程

(目的)

第1条 この規程は、帝塚山学院大学利益相反ポリシーに基づき、帝塚山学院大学（以下「本学」という。）における利益相反マネジメントに関し必要な事項を定め、本学の教育および職員（以下「教職員」という）が安心して産学官連携活動に取り組める環境を整備するとともに産学官連携の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語は、次の定義のとおりとする。

- (1) 「企業等」とは、企業、国、地方公共団体またはその他の団体をいう。
- (2) 「産学官連携活動」とは、共同研究、受託研究、奨学寄附金の受入れ、技術移転または兼業活動等をいう。

(対象者の範囲)

第3条 利益相反マネジメントの対象者は、本学の教職員とする。ただし、第7条で規定する利益相反マネジメント委員会が必要と認めた者を対象者に加えることができる。

(対象事象)

第4条 利益相反マネジメントの対象となる事象は、教職員が産学官連携活動または厚生労働科学研究、その他研究全般を行う場合で、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 当該教職員が相手企業等から一定額以上の経済的利益を得る場合
 - (2) 当該教職員が相手企業等から一定額以上の物品を購入する場合
 - (3) 当該教職員が相手企業等から何らかの便益を供与される場合
 - (4) 当該教職員が相手企業等の一定比率以上の株式等(出資金、ストックオプション等を含む。)を保有する場合
- 2 当該教職員と生計を一にする配偶者または一親等の者が前項各号のいずれかに該当する場合においても、利益相反マネジメントの対象とする。

(利益相反マネジメントの指針)

第5条 産学官連携活動または厚生労働科学研究、その他研究全般を推進する上で生ずる利益相反の問題を解決する指針は、次のとおりとする。

- (1) 教職員が本学における職務よりも、個人的な利益を優先させていると客観的に判断されることのないようにすること。(個人としての狭義の利益相反)
- (2) 本学が、本学の社会的責任よりも、本学の利益を優先させていると客観的に判断されることのないようにすること。(大学(組織)としての狭義の利益相反)
- (3) 個人的な利益の有無にかかわらず、教職員が本学以外での活動を優先させていると客観的に判断されることのないようにすること。(責務相反)

(教職員の義務)

第6条 教職員は、産学官連携活動または厚生労働科学研究、その他研究全般を行うにあたり、利益相反の疑惑を抱きかねないものについてはその解消、またより深刻な状態に発展しないように最大限の配慮および努力をしなければならない。

- 2 教職員は、第4条に該当する研究を行う場合は年度ごとに、第7条で規定する利益相反マネジメント委員会に対して別途定める様式により利益相反に関する自己申請を行わなければならない。
- 3 教職員は、前項に定めるものの他、高い倫理性を保持し、本学の利益相反マネジメントに誠実に従わなければならない。

(利益相反マネジメント委員会)

第7条 本学は、利益相反マネジメントを適切に実施するため、利益相反に関する事項を審議する機関として利益相反マネジメント委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の審議事項)

第8条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 利益相反マネジメントのための調査および相談に関する事項
- (2) 利益相反に関する個々の案件の審査および措置に関する事項
- (3) 利益相反に関する社会への情報公開に関する事項
- (4) 第11条第5号に規定する異議申し立てに関する事項
- (5) その他委員会が必要と認める事項

(委員会の構成)

第9条 委員会は、次の者をもって構成し、委員長は社会連携機構長とする。

- (1) 社会連携機構長
- (2) 総務室長
- (3) 各学部長
- (4) その他、学長が必要と認めた学外有識者

(委員会の運営)

第10条 委員会は委員長が召集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開催できない。
- 3 委員会の議決は、出席委員の過半数による、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。
- 4 利益相反審査の対象となる委員は、その審議に加わることができず、かつその数は委員総数に算入しない。
- 5 委員長は、その活動状況を学長に定期的に報告する。

(相談、審査、勧告等の手続き)

第11条 教職員は、自らの利益相反マネジメントに関する事項について、委員会に相談することができる。委員会は、当該相談に応じるとともに、適切な助言を行うものとする。

- 2 委員会は、第6条第2項に定める自己申告があったときは、個々の案件の利益相反について許容できるものか否かを審査する。審査に当たっては、必要に応じて、当該教職員にヒアリングすることができる。
- 3 委員会は、当該審査に基づき、利益相反マネジメントに関する措置について、学長に対して文書をもって意見を述べる。
- 4 学長は、当該意見に基づき利益相反を構成する事実関係を改善する必要があると認められる場合には、関係する教職員に対して本学の見解を提示し、改善に向けた助言または勧告等を行う。
- 5 教職員は、本学の見解、助言または勧告等に異議がある場合には、学長に対して別途定める様式により異議申し立てを行うことができる。
- 6 委員長は、前項の意義申し立てを受けたときは、速やかに委員会を開催し、当該異議申し立てに関する審議を行い、その結果を学長に対して文書をもって報告する。
- 7 学長は、当該委員会の議を経て当該異議申し立てに対する決定を行い、その決定について当該教職員に通知する。
- 8 教職員は、前項の決定に対する異議申し立てを行うことはできない。

(大学としての利益相反への対応)

第12条 教職員は、大学としての利益相反があると思われた場合には、随時、問題提起することができる。

- 2 前項に定める問題提起は社会連携機構において受付し、委員長に問題提起の内容を報告する。
- 3 委員長は、報告を受けた内容について検討を行い、委員会における審議が必要であると判断した場合には、委員会を開催し、大学としての利益相反を構成する事実関係を確認の上、利益相反マネジメントが必要であるか否かを審議する。
- 4 委員長は、前項の審議の結果、大学としての利益相反を構成する事実関係を改善する必要があると判断した場合には、学長に報告する。

(関係書類の保存)

第13条 教職員および本学は、利益相反に関する書類を5年間保存しなければならない。

(個人情報等の保護)

第14条 本学は、申告等により、得られた利益相反に関する情報は、「帝塚山学院個人情報保護規程」の定めるところにより、厳重に保管・管理する。

- 2 委員会委員等、利益相反に関する情報を職務上知り得た者は、正当な理由なく、当該情報をその任期中および退任、退職後も他に漏らしてはならない。

(説明責任)

第15条 本学は、本学の利益相反に関する情報を必要な範囲で学外へ公表することにより、社会に対する説明責任を果たす。

- 2 本学は、学外への情報公開に当たって、その個人情報の保護に留意する。

(研修の実施)

第16条 本学は、教職員に対し、利益相反に関する研修の実施や啓発に努めるものとする。

(事務)

第17条 利益相反に関する事務は、社会連携機構事務室が行う。

(規程の改廃)

第18条 この規程の改廃は、教授会の意見を聴いて、学長が行う。

一 この規程は、2018年11月21日から施行する。(2018年11月学長裁定)

(様式1) 利益相反自己申告書

(様式2) 利益相反自己申告書

(様式3) 判定結果通知書

(様式4) 異議申立書